

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和3年6月11日現在

B.1.617系統の変異株(デルタ株等)に対する最新の水際対策措置についてはこちら(内閣官房HP)を御確認ください。

1 上陸拒否について

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、上陸の申請日前14日以内に添付の表1の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第5条第1項第14号(注1)に該当する外国人として、**特段の事情**がない限り、上陸を拒否することとしています。

また、これまで上陸拒否の対象としていた外国人のうち、添付の表2の外国人については、上陸拒否の対象の指定を解除しています(タイについては、令和2年1月1日に対象の指定を解除されましたが、令和3年5月21日から再度上陸拒否の対象となっています。)

なお、特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の措置により上陸が拒否されることはありません。

2 特段の事情について

次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、**特段の事情**があるものとして上陸を許可します。

なお、防疫上の観点から、法務省ホームページ「[出国前検査証明について](#)」のとおり、入国・再入国に当たっては、原則として、出国前72時間以内の新型コロナウイルスに関する検査証明の取得が必要となりますので、御注意ください。

(1) 再入国許可(みなし再入国許可を含む。以下同じ。)をもって再入国する外国人であって、以下のいずれかに該当する者

ア 上陸の申請日前14日以内にインド、パキスタン又はネパールに滞在歴がない者。これに加え、令和3年5月20日以降においては、上陸の申請日前14日以内にバングラデシュ又はモルディブにも滞在歴がない者。さらに、これらに加え、同月21日以降においては、上陸の申請日前14日以内にスリランカにも滞在歴がない者。さらに、これらに加え、同年6月3日以降においては、上陸の申請日前14日以内にアフガニスタンにも滞在歴がない者

イ 上陸の申請日前14日以内にインド、パキスタン又はネパールに滞在歴のある者のうち、令和3年5月13日までに出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者(これらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子を含む。)

ウ 上陸の申請日前14日以内にバングラデシュ又はモルディブに滞在歴がある者のうち、令和3年5月19日までに出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有するもの(これらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子を含む。)

エ 上陸申請日前14日以内にスリランカに滞在歴がある者のうち、令和3年5月20日までに出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有するもの(これらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子を含む。)

オ 上陸申請日前14日以内にアフガニスタンに滞在歴がある者のうち、令和3年6月2日までに出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有するもの(これらの在留資格を有しない日

本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子を含む。）

(2) 新規入国する外国人であって、以下のいずれかに該当する者(注2)

ア 令和2年8月31日までに再入国許可をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかったもの(上陸の申請日前14日以内にインド、パキスタン、ネパール、バングラデシュ、モルディブ又はスリランカに滞在歴があるものを除く。これに加え、同年6月3日以降は、上陸の申請日前14日以内にアフガニスタンに滞在歴があるものを除く。)

イ 日本人・永住者の配偶者又は子

ウ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にあるもの

エ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの

オ 「医療」の在留資格を取得する者で、医療体制の充実・強化に資するもの

(3) 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者

(4) 上記(1)ないし(3)のほか、特に人道上配慮すべき事情があるときや、公益性があるとき(注3)といった、個別の事情に応じて特段の事情が認められるもの

(注1) 出入国管理及び難民認定法(抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

(注2) 入国目的等に応じて、地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

(注3) 公益性があると認められる場合の具体的事例は以下のとおりです。なお、公益性については、個別事案ごとに、事業の所管省庁の責任の下、関係省庁との協議を経た上でその有無を判断しているため、以下はあくまで一例であることに御留意ください。

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に出場する選手及び大会関係者
- ・ ワクチン開発の技術者

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

表1 上陸拒否対象地域一覧

		アジア	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	
令和2年	4/3までに実施	64 か国・地域	インドネシア、フィリピン、マレーシア	カナダ、米国	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、パレスタン	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
	4/29から実施	14 か国			アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア	ジブチ
	5/16から実施	13 か国	モルディブ		ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン、		カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
	5/27から実施	11 か国	インド、パキスタン、バングラデシュ		アルゼンチン、エルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、南アフリカ
	7/1から実施	18 か国			ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ	ジョージア	イラク、レバノン	アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア
	7/24から実施	17 か国・地域	ネパール		スリナム、パラグアイ、ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア
	8/30から実施	13 か国	ブータン		トリニダード・トバゴ、ベリーズ			エチオピア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、南スーダン、ルワンダ、レソト
	11/1から実施	2 か国	ミャンマー				ヨルダン	
令和3年	5/21から実施	7 か国	カンボジア、スリランカ、タイ、東ティモール、モンゴル		セントルシア		セーシェル	

表2 上陸拒否指定解除一覧

1. 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人（令和2年11月1日解除）
2. 香港発船船ウエステルダムに乗船していた外国人（令和2年11月1日解除）
3. 上陸の申請日前14日以内に以下の国・地域における滞在歴がある外国人（令和2年11月1日解除）

※タイについては、令和2年11月1日解除の後、令和3年5月19日に上陸拒否対象に再度指定、同月21日から実施

		アジア	大洋州
令和2年	4	シンガポール, 韓国, 台湾, 中国（香港及びマカオを含む。）、ブルネイ, ベトナム	オーストラリア, ニュージーランド
	3		
	8 か国・地域		